

岩手県告示第595号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、県営住宅又は県営特定公共賃貸住宅の入居者が滞納している家賃及び駐車場利用料の収納に関する事務を令和6年4月1日次の者に行わせることとした。

令和6年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号	一般財団法人岩手県建築住宅センター